

## 基本計画特別委員会審査日程

### 1 議案審査等

#### (1) 委員会

9月26日(水) 午前10時 審査日程等協議・理事選任・議案審査

#### (2) 分科会

9月27日(木) こども青少年・教育分科会

健康福祉・医療分科会

建築・都市整備・道路分科会

9月28日(金) 政策・総務・財政分科会

国際・経済・港湾分科会

健康福祉・医療分科会

水道・交通分科会

10月1日(月) 政策・総務・財政分科会

温暖化対策・環境創造・資源循環分科会

建築・都市整備・道路分科会

10月2日(火) 政策・総務・財政分科会

市民・文化観光・消防分科会

こども青少年・教育分科会

温暖化対策・環境創造・資源循環分科会

### 2 採決

10月3日(水) 午後1時30分 理事会

午後2時 委員会

[ 本会議(第3日) 10月4日(木) 議案議決 ]

## 基本計画特別委員会の運営方法について

- 1 委員定数  
議員全員 (86人)

2 正副委員長

委員長1人	自民
副委員長2人	民権
	公明

※ 選出は多数会派順

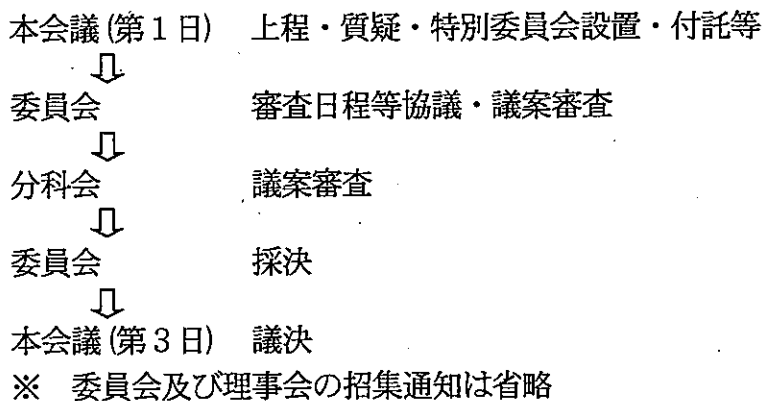
3 理事の会派割り当て数 (正副委員長を除く)

自民	民権	公明	共産
2	1	1	1

4 分科会

- (1) 構成及び審査区分は常任委員会に準ずる。  
(2) 主査 … 各常任委員会 委員長  
(3) 主査代理 … 各常任委員会 副委員長

5 審査の流れ



- 6 定足数  
委員定数の半数以上の出席 (委員会条例第10条)

- 7 理事者の出席  
委員会 (審査日) → 市長以下関係職員  
委員会 (採決日)・分科会 → 副市長以下関係職員

- 8 行政委員会の長の出席  
行政委員会の長の出席を求める場合は、事前に通告する。

- 9 委員席の指定  
委員席は指定する。ただし、会派内での移動は妨げない。

## 10 通告期間

通告期間は、審査日の前々日（9月21日（金））の午後5時までとする。

## 11 質問・答弁

発言持時間の算出で用いている質問・答弁比率の55：45を基に行う。

## 12 質問順位・質問者数

### (1) 質問順位

多数会派順（無所属を含む。）とするが、交渉会派の2人目以降の質問順位は、交渉会派の枠内で多数会派順にまとめて連続で行う。

### (2) 質問者数

交渉会派については会派議員数が10人までは2人、10人を超えるごとに1人を加え、端数が生じる場合は切り上げて得られる人数を上限とし、非交渉会派（無所属を含む。）については1人とする。

会 派	自民	民権	公明	共産	ヨコ	太田	井上	無(済)	無(興)	保守	豊田	無(磯)	神奈
質問者数 (上限人数)	4	4	3	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※ 各会派が上限人数で質問を行った場合の例

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
会派	自	民	公	共	自	自	自	民	民	民	公	公	共	ヨ	太	井	無(済)	無(興)	保	豊	無(磯)	ネ

(3) 通告締切日以降の受付分は受付順とする。

## 13 各会派の発言持時間

会 派	自	民	公	共	ヨ	太	井	無(済)	無(興)	保	豊	無(磯)	ネ	計
持時間(分)	66	46	35	20	4	2	2	2	2	2	2	2	2	187

## 14 インターネット中継等

委員会、理事会及び分科会において、予算・決算特別委員会及び常任委員会と同様、インターネット中継及びモニターテレビ放映を実施する。

## 15 分科会の進め方

- (1) 議案及び計画原案における各局の関連施策・取り組みの概要、及び素案からの主な変更点について説明があった後、質疑を行う。
- (2) 政策・総務・財政分科会において、政策局から「中長期的な戦略」について説明することとし、他の7分科会では当該部分の説明は行わないが、質疑の対象には含める。
- (3) 分科会では採決は行わない。また、分科会報告書には主な質問項目を記載する。

## 基本計画特別委員会正副委員長及び理事名簿

委員長 渡邊忠則 (自民)

副委員長 望月高德 (民権)

” 加納重雄 (公明)

理事 上野盛郎 (自民)

” 小松範昭 ( ” )

” 中山大輔 (民権)

” 行田朝仁 (公明)

” 河治民夫 (共産)